

令和 3 年第 11 回

栄町農業委員会総会議事録

栄町農業委員会

1 開催日時 令和3年11月11日(木) 午後2時00分から午後2時30分

2 開催場所 栄町役場庁舎5階大会議室

3 出席委員(7名)

会	長	8番	大野	久男
委	員	1番	芝野	茂
		2番	長谷川	貴子
		3番	杉田	裕
		4番	小川	博
		5番	岩井	秀喜
		6番	鈴木	薫

4 欠席委員 7番 朝倉 友子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事

議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認  
について

議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配  
分計画(案)に対する意見について

報告第1号 農地使用貸借権の合意解約の通知について

報告第2号 認定電気通信事業者の行う中継施設の設置工事業計画に  
ついて

そ の 他

6 出席職員

農業委員会事務局長 湯浅 実

農業委員会事務局次長 小川 浩昭

農業委員会事務局主査 青木 秀直

7 出席農地利用最適化推進委員(10名)

日暮 秀男 竹本 昌男 麻生 洋 藤崎 敦之 加藤 昌宏

伊藤 保 浅倉 忠邦 中島 義晴 大塚 健男 小川 和男

---

◎開会

午後2時00分開会

○事務局長（湯浅実）

それでは、はじめさせていただきます。起立、礼。

○議長（大野久男）

ただ今より、令和3年第11回栄町農業委員会総会を開会します。本日は委員8名中7名出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項により、総会は成立しております。

---

◎議事録署名委員の指名

○議長（大野久男）

議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（大野久男）

それでは、1番 芝野茂委員、2番 長谷川貴子委員にお願いします。

---

◎会議書記の指名

○議長（大野久男）

議事日程第2の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の小川氏と青木氏を指名します。

---

○議長（大野久男）

それでは議事に入ります。

議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、を議題とし、整理番号1から整理番号9までは農地中間管理事業の案件になりますので、一括して事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、1ページ、議案第1号について、整理番号1から整理番号9まで一括してご説明させていただきます。

場所については、6ページから14ページまでとなります。

それでは、順次ご説明いたします。

整理番号1 農地の所在が酒直字船戸埜 地目は登記簿・現況共に田、面積は2,352㎡他5筆で、合計9,907㎡です。

次に整理番号2 農地の所在が酒直字船戸埜 地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は3,011㎡です。

次に整理番号3 農地の所在が酒直字落合埜 地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は2,766㎡他4筆で、合計7,373㎡です。

次に整理番号4 農地の所在が酒直字浅間下埜 地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は585㎡他3筆で、合計2,233㎡です。

次に整理番号5 農地の所在が安食字大洲 地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は1,968㎡他5筆で、合計8,905㎡です。

次に整理番号6 農地の所在が安食字大洲 地目は登記簿が畑、現況は田、農振農用地で面積は479㎡の内170㎡です。

次に整理番号7 農地の所在が曾根字曾根 地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は2,996㎡他5筆で、合計13,157㎡です。

次に整理番号8 農地の所在が安食字前新田 地目は登記簿が畑、現況は田、面積は3,182㎡他1筆で、合計4,492㎡です。

最後に整理番号9 農地の所在が安食字前新田 地目は登記簿が畑、現況は田、面積は586㎡です。

合計32筆、49,834㎡となっております。内訳は、酒直南部地区内が23,224㎡、請方土地改良区内が13,157㎡、その他が13,453㎡でございます。

内容は農地中間管理権の取得で、貸付人、借受人、経営面積は、それぞれ記載のとおりです。

貸付期間については、整理番号1から4までが令和3年11月22日から令和23年11月21日までの20年間となっており、その他は令和3年11月22日から令和13年11月21日までの10年間になります。

本件と次の議案第2号につきましては、農地中間管理事業を活用した農地集積になります。農地中間管理事業は、農地を農地中間管理機構である公益社団法人千葉県園芸協会に一旦預け、その後担い手農家に貸し付けるというものでございます。本件は、千葉県園芸協会が農業経営基盤強化促進法により9名の貸付人から農地を預かるため、農地の中間管理権を取得するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

本来なら1件ずつ採決を行うところですが、今回については、議案第1号整理番号1から整理番号9までについて、一括して採決を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

○議長（大野久男）

異議なしとのことですので、議案第1号整理番号1から整理番号9までを原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第1号整理番号1から整理番号9までは、原案のとおり決定しました。

○議長（大野久男）

次に、議案第1号整理番号10について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、5ページ 議案第1号整理番号10についてご説明いたします。

場所については15ページと16ページをご覧ください。

農地の所在が布鎌酒直字後耕地、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は3,561㎡他6筆で、合計11,264㎡です。

貸付人、借受人、経営面積はそれぞれ記載のとおりです。10aあたりの賃借料は1俵、期間は令和3年11月22日から令和13年11月21日までの10年間となっております。

本件は、農業経営基盤強化促進法に基づく賃借権の設定により規模拡大を図るものでございます。借受人は認定農業者になり、耕作状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等から見て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の許可基準の地域との調和要件、全部効率利用要件及び常時農作業従事要件を全て満たしており問題はないと思われまます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

(挙手なし)

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第1号整理番号10を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第1号整理番号10については、原案のとおり決定しました。

---

○議長（大野久男）

次に、議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見について、を議題とし、整理番号1から整理番号4までについて、一括して事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、17ページ、議案第2号について、整理番号1から整理番号4まで、一括してご説明させていただきます。

場所については、先ほどの議案第1号と同じになりまして、6ページから9ページまでをご覧ください。

整理番号1 農地の所在が酒直字船戸埜 地目は登記簿・現況共に田、面積は2,352㎡です。

次に整理番号2 農地の所在が酒直字落合埜 地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は1,831㎡です。

次に整理番号3 農地の所在が酒直字船戸埜 地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は2,975㎡他5筆で、合計10,593㎡です。

最後に整理番号4 農地の所在が酒直字落合埜 地目は登記簿・現況共に田、面積は2,766㎡です。

内容は賃借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。また、10aあたりの賃借料は1.5俵、期間は令和3年11月22日から令和23年11月21日までの20年間となっております。

本件は、農地の中間管理権を取得する公益社団法人千葉県園芸協会が、転貸人となり、貸し手と借り手の間に入り農用地の配分を行なうものです。この4件の借受人については、認定農業者と地域の担い手農家になり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われま

す。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

本来なら1件ずつ採決を行うところですが、この案件についても議案第2号整理番号1から整理番号4までについて、一括して採決を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

○議長（大野久男）

異議なしとのことですので、議案第2号整理番号1から整理番号4までについて、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第2号整理番号1から整理番号4までについては、農業委員

会として意見がない旨回答することに決定しました。

○議長（大野久男）

続いて、議案第2号整理番号5について、を議題とし、事務局の説明を求めます。なお、整理番号5については、浅倉忠邦委員に関連する議案ですので、ここで退席をお願いします。

○事務局長（湯浅実）

それでは、19ページ、議案第2号整理番号5について、ご説明いたします。

場所については、先ほどの議案第1号と同じになりまして、6ページをご覧ください。

農地の所在が酒直字船戸埜、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は1,338㎡他2筆で、合計2,749㎡です。

内容は賃借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。また、10aあたりの賃借料は1.5俵、期間は令和3年11月22日から令和23年11月21日までの20年間となっております。

本件は、農地の中間管理権を取得する公益社団法人千葉県園芸協会が、転貸人となり、貸し手と借り手の間に入り農用地の配分を行なうものです。この借受人については、認定農業者であり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われま

す。以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第2号整理番号5について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第2号整理番号5については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。浅倉忠邦委員は、入室し着席をお願いします。

○議長（大野久男）

続いて、議案第2号整理番号6について、を議題とし、事務局の説明を求めます。なお、整理番号6については、芝野委員に関連する議案ですので、ここで退席をお願いします。

○事務局長（湯浅実）

それでは、20ページ、議案第2号整理番号6について、ご説明いたします。

場所については、先ほどの議案第1号と同じになりまして、11ページをご覧ください。

農地の所在が安食字大洲、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は1,968㎡他5筆で、合計8,375㎡です。

内容は賃借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。また、10aあたりの賃借料は1.5俵、期間は令和3年11月22日から令和13年11月21日までの10年間となっております。

本件は、農地の中間管理権を取得する公益社団法人千葉県園芸協会が、転貸人となり、貸し手と借り手の間に入り農用地の配分を行なうものです。この借受人についても、認定農業者であり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われま

す。以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第2号整理番号6について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第2号整理番号6については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。芝野委員は、入室し着席をお願いします。

○議長（大野久男）

続いて、議案第2号整理番号7と整理番号8について、を議題とし、事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、20ページ、議案第2号整理番号7と8について、ご説明いたします。

場所については、先ほどの議案第1号と同じになりまして、12ページと14ページをご覧ください。

整理番号7 農地の所在が酒直字新落合埜 地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は1,090㎡のうち700㎡です。

次に整理番号8 農地の所在が安食字前新田 地目は登記簿が畑、現況は田、面積は3,182㎡他2筆で、合計5,078㎡です。



内容は賃借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。

また、10aあたりの賃借料は整理番号7が年額10,000円で、整理番号8は1俵となり、期間は令和3年11月22日から令和13年11月21日までの10年間となっております。

本件は、農地の中間管理権を取得する公益社団法人千葉県園芸協会が、転貸人となり、貸し手と借り手の間に入り農用地の配分を行なうものです。この借受人については、地域の担い手農家と認定農業者になり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われま

す。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

本来なら1件ずつ採決を行うところですが、この案件についても議案第2号整理番号7と整理番号8を、一括して採決を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

○議長（大野久男）

異議なしとのことですので、議案第2号整理番号7と整理番号8について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第2号整理番号7と整理番号8については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

○議長（大野久男）

続いて、議案第2号整理番号9について、を議題とし、事務局の説明を求めます。なお、整理番号9については、小川博委員に関連する議案ですので、ここで退席をお願いします。

○事務局長（湯浅実）

それでは、21ページ、議案第2号整理番号9について、ご説明いたします。

場所については、先ほどの議案第1号と同じになりまして、13ページをご覧ください。

農地の所在が曾根字曾根、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は2,9

96㎡他5筆で、合計13,157㎡です。

内容は賃借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。また、10aあたりの賃借料は1.5俵、期間は令和3年11月22日から令和13年11月21日までの10年間となっております。

本件は、農地の中間管理権を取得する公益社団法人千葉県園芸協会が、転貸人となり、貸し手と借り手の間に入り農用地の配分を行なうものです。この借受人についても、認定農業者であり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第2号整理番号9について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第2号整理番号9については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。小川博委員は、入室し着席をお願いします。

---

○議長（大野久男）

次に、報告第1号 農地使用賃借権の合意解約の通知について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、22ページ、報告第1号について、ご説明させていただきます。

場所につきましては、先ほどの議案第1号と同じになりまして、11ページと12ページをご覧ください。

農地の所在が安食字大洲 地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は1,968㎡他5筆で、合計9,915㎡です。

貸付人、借受人、解約の申し入れ日、解約の成立日、土地の引き渡し日及び解約の通知日につきましては、記載のとおりになります。

本件は、農地法第3条により使用賃借権を設定した農地について、貸付人、借受人が話し合いの結果、双方合意のうえ契約を解除し、農地を貸付人に返すということで、その旨を書面で農業委員会に通知してきたものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

この案件も、報告だけで採決はしませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

---

○議長（大野久男）

次に、報告第2号 認定電気通信事業者の行う中継施設の設置工事の事業計画について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、23ページ、報告第2号について、ご説明させていただきます。

携帯電話基地局設置工事の事業計画となり、場所につきましては27ページをご覧ください。

農地の所在は押付字上 地目は畑、294㎡のうち2.25㎡です。工事の目的は、楽天モバイル携帯電話の基地局建設になります。

本件は、通常、農地法第5条の転用の許可を要するところですが、農地法施行規則第29条第16号及び第53条第14号の規定により認定電気通信事業者が中継施設等を設置する場合、農地転用の許可は不要になり、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについてにより、事業者から事業計画書の提出がありましたので報告するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

この案件も、報告だけで採決はしませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

---

○議長（大野久男）

以上で本日の議案の審議はすべて終了しました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

よろしいですか、それでは以上をもちまして令和3年第11回総会を閉会します。

○事務局長（湯浅実）

起立、礼。お疲れ様でした。

---

午後2時30分閉会